

平成28年度第1回高崎市子ども・子育て会議 会議録概要

○ 日 時 : 平成29年3月21日(火) 午後2時00分～午後3時30分

○ 場 所 : 高崎市役所 本庁舎4階 庁議室

○ 出席者 : 別紙のとおり

○ 傍聴者 : 1人

○ 会議に付した案件

- ・ 幼保連携型認定こども園の設置の認可について
- ・ 特定教育・保育施設の利用定員について
- ・ 高崎市子ども・子育て支援事業計画について

○ 配付資料

- ・ 次第
- ・ **資料3** 「高崎市子ども・子育て支援事業計画（平成27年度実績）」
- ・ **資料4** 「高崎市子ども・子育て支援事業計画の項目追加について」
- ・ 子育てなんでもセンターについて
- ・ 高崎市子ども・子育て会議委員名簿
- ・ 高崎市子ども・子育て会議事務局職員名簿

事前送付資料

- ・ **資料1** 「幼保連携型認定こども園の設置の認可について」
- ・ **資料1－2** 「幼保連携型認定こども園の設置の認可につき意見を聴くものに係る施設調書」
- ・ **資料1－3** 「高崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（概要）」
- ・ **資料1－4** 「幼保連携型認定こども園の認可基準（子ども・子育て支援新制度ハンドブック（施設・事業者向け）平成27年7月改訂版より抜粋）」
- ・ **資料2** 「特定教育・保育施設の利用定員の設定について」

○ 会議録 : 別紙のとおり

○ 出席者（委員）：１８名

番号	所属団体等	氏名	当日 出欠
１	高崎市区長会 副会長	飯野 茂	
２	高崎市保育協議会保育園部会長	石井 博	
３	認定こども園代表（高崎市保育協議会認定こども園部会）	狩野 章	
４	日本労働組合総連合会群馬県連合会高崎地域協議会 事務局次長	越澤 恭行	
５	元教育委員長、あすなろ学童クラブ代表	小見 勝栄	
６	高崎市私立幼稚園・こども園父母の会連合会	小峰 幸	
７	高崎市医師会 理事	重田 誠	
８	高崎市学童保育連絡協議会 会長	鈴木 宏輝	
９	高崎市民生委員児童委員協議会	高橋 鈴子	
１０	公募市民	高橋 雅代	
１１	高崎健康福祉大学 教授	千葉 千恵美	
１２	高崎市心身障害者等連絡協議会 会長	中澤 登	欠席
１３	高崎市保育協議会保護者会 会長	長澤 尚胤	
１４	高崎市私立幼稚園・こども園協会 副会長	長谷川 興秀	
１５	高崎市母子等保健推進協議会 会長	樋口 啓子	
１６	高崎市小学校長会 倉賀野小学校長	布施 真優美	
１７	高崎市社会福祉協議会 会長	松橋 亮	
１８	高崎市ＰＴＡ連合会	御供 直起	
１９	公募市民	森平 真幸	

○ 出席者（事務局職員）：２３名

○ 会議録

1. 開会 (事務局)	定刻となりましたので、ただいまから平成28年度第1回高崎市子ども・子育て会議を開会させていただきます。 本日の会議は出席18人、欠席1人でございますので、高崎市子ども・子育て会議条例第6条第2項の開催要件を満たすことをご報告いたします。 また、高崎市情報公開条例第30条の規定に基づき、会議は公開となっておりますので、併せて報告させていただきます。なお、高崎市審議会等の会議の公開に関する要綱第6条第2項の規定により、傍聴者による録音、ビデオ等の撮影は禁止しておりますが、報道関係者に限り、写真撮影を許可しております。 それでは、お手元の次第に基づきまして進めさせていただきます。
2. 新委員委 嘱状交付 (事務局)	はじめに「次第2、新委員委嘱状交付」でございます。 団体の役員の改選等により今年度から新たに委員に推薦された方を子ども・子育て会議の委員に委嘱させていただきます。なお、委員の任期は、高崎市子ども・子育て会議条例第4条第1項の規定に基づき、前任者の残任期間となっております。 (子育て支援担当部長から新委員に委嘱状を交付) それでは新しく委員になられた3名の方から一言ずつごあいさつを頂戴したいと思います。 (新委員から自己紹介) ありがとうございました。それでは、次に進めさせていただきます。
3. 会長あい さつ (事務局) (会長) (事務局) (会長)	次第3「会長あいさつ」でございます。会長からごあいさつを頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。 (会長あいさつ) ありがとうございました。 それでは、議事に入りたいと思います。議事の進行は、高崎市子ども・子育て会議条例第6条第1項により、会長が議長となることになっておりますので、ここからは会長に進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。 これより議事の進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。議事の協議に入る前に会議録の署名人の指名をさせていただきます。このことについて事務局から説明をお願いします。 高崎市子ども・子育て会議運営規則第3条第2項により、「会長は、会議に出席した委員のうちから、会議録署名人1人を指名する」と定められております。 ただいま事務局から説明がありましたように、私から指名させていただくことになります。私からは、委員Aをお願いしたいと思います。委員Aには、当会議の会議録が完成しましたら、ご署名をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

4. 議事 1 (会長)	次に議事 1「幼保連携型認定こども園の設置認可について」を議題といたします。今回、認可申請が 7 件提出されているとのことで、この申請の認可について協議することになります。なお、7 件の申請の内、本会議委員の利害関係のある申請が 2 件含まれておりますので、まず利害関係のない 5 件について一括協議し、その後 2 件について協議を行いたいと思います。それでは事務局から説明をお願いします。 (整理番号 1、3～5 及び 7 の施設の設置認可について事務局から説明を行った。) 事務局からの説明は終わりました。説明のありました 5 件の設置認可について、ご意見等はございますか。
(委員 B)	資料を見させていただきまして、建物の築年数なのですが、まず 3 番のはちの木こども園ですと昭和 60 年新築ということになっておりますが、建築基準法上、耐震構造ですとか、新たに認可するにあたって調査ですとか、安全性などがどうなのかと少し気になりまして。はちの木こども園、鼻高こども園は昭和 56 年鉄筋コンクリート、しみずざかこども園は昭和 63 年新築の鉄筋コンクリート、その辺が 1 点気になりましたので、ご説明をいただければと思います。
(事務局)	それぞれの施設において、事業計画というものがございまして、そちらの中で耐震化工事においては審査をしているところでございます。ただお答えとしましては、実施を行っていないところもございまして、そういった施設に関しては、必要とされる時に必要な措置を講じるように考えております。
(会長)	他にございますか。ないようですので、5 件について当会議として事務局案のとおり了承したいと思います。 続いて整理番号 2 のひだまりこども園でございますが、この施設は委員 C が関係者でございますので、協議にあたり飯野委員の退席を求めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。 (委員から「異議なし」の声) 異議なしと認めます。それでは委員 C の退席を求めます。 (委員 C 退席) 審議を再開します。それでは、事務局から説明をお願いします。 (ひだまりこども園の設置認可について事務局から説明を行った。) 事務局からの説明は終わりました。この案件について、ご意見等はございませんか。 よろしいでしょうか。それでは、この案件については、事務局案のとおり了承したいと思います。この案件について審議が終わりましたので、委員 C の退席を解きます。 (委員 C 復席) 続いて整理番号 6 のしみずざかこども園でございますが、この施設は委員 D が関係者でございますので、協議にあたり委員 D の退席を求めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。 (委員から「異議なし」の声) 異議なしと認めます。それでは委員 D の退席を求めます。

	(委員D退席) 審議を再開します。それでは、事務局から説明をお願いします。 (しみずさかこども園の設置認可について事務局から説明を行った。) 事務局からの説明は終わりました。この案件について、ご意見等はございませんか。 ないようでございますので、それでは、しみずさかこども園については、事務局案のとおり了承したいと思います。この案件について審議が終わりましたので、委員Dの退席を解きます。 (委員D復席) 以上で、今回申請のありました7件の審議は終了しましたが、全ての申請について本会議で了承することといたします。以上で幼保連携型認定こども園の認可に関する調査審議についての協議を終結いたします。
4. 議事2 (会長)	次に議事2「特定教育・保育施設の利用定員について」を議題といたします。このことについて、事務局から説明をお願いします。 (利用定員の設定について事務局から説明を行った。) 事務局からの説明は終わりました。認定こども園8施設、幼稚園4施設について、それぞれ利用定員を設定したいとのことでございますが、委員の皆様からご意見やご質問などはございませんか。
(委員E)	この定員の変更は主に少子化とかいろいろとあるのでしょうか、現状としての入所の状況や待機の状況などその辺はどうなっておりますでしょうか。
(事務局)	現在の高崎市では待機児童はないというかたちでございますけれども、やはりその中には地域によるバランスというのは若干偏りがあり、集中しているところはあろうかと思えます。今回お諮りする施設につきましてはあくまでも認定こども園等への移行に関するものでございますので、そこに直結するものではございませんが、全体の利用状況等を踏まえさせていただいて、その他の施設等との調整をさせていただいているところでございます。以上でございます。
(委員E)	ありがとうございます。今回直接ではないのですが、結局影響するわけなので、個々の政策の状況が全体的に影響してしまうので、そこから調整していくということですね、わかりました。
(委員F)	言葉の定義を教えてくださいなのですが、「施設型給付費の確認を受けていない幼稚園」という定義なのですが、この時点で確認を受けているところといないところというのは、全て確認を受けているのではないのかなと疑問に思ってしまうのですが、その辺を少し教えていただいてもいいのでしょうか。
(事務局)	お答えさせていただきます。平成27年4月1日に新制度に移行したわけですがけれども、幼稚園についてはその時点で新制度に移行することもしないことも選択が出来まし

	た。そのような状況から、幼稚園につきましては、いくつかの施設で確認を受けない、移行しないという選択をしていた施設がございます。従前確認を受けない施設が、今回新たに新制度に移行する、確認を受ける施設になったので、改めてここで利用定員を設定させていただくということでございます。以上でございます。
(委員F)	現時点では選択の余地がない、全部新制度に移行するということでしょうか。
(事務局)	現在でもまだ選択の出来る状況でございまして、いくつかの施設では確認を受けない、従前の制度を維持する幼稚園もございます。以上でございます。
(会長)	他にございませんか。 それでは特定教育・保育施設の利用定員の設定については、事務局案のとおり本会議で了承することといたします。以上で特定教育・保育施設の利用定員の設定についての協議を終結いたします。
4. 議事3	次に議事3「高崎市子ども・子育て支援事業計画について」を議題といたします。
(会長)	本計画は、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間とした計画でございますが、進捗状況について、事務局から説明をお願いします。 (高崎市子ども・子育て支援事業計画平成27年度進捗状況について、事務局から報告を行った。) 事務局からの説明は終わりました。委員の皆様からご意見やご質問などはございませんか。
(委員G)	子ども・子育て支援事業計画の地域支援事業につきまして、この会議の席上で取り上げていただきたいと申し上げておりましたので、今日このような形でお聞きすることが出来まして非常に感謝しております。ありがとうございました。
(会長)	他にございませんか。 次に、本計画の項目追加について、事務局から説明をお願いします。
(事務局)	それでは「高崎市子ども・子育て支援事業計画の項目追加について」説明させていただきます。 先に本会議においてご意見を伺うことにつきましては、「高崎市子ども・子育て支援事業計画」を変更しようとする場合は、子ども・子育て支援法第61条第7項の規定に基づき、あらかじめ審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならないとされており、本市では、その機関として、この子ども・子育て会議においてその事務を所管されていることから、ご意見をお伺いするものでございます。 まず、追加理由ですが、現行の計画書には、法に基づく地域子ども・子育て支援事業13事業のうち、当初実施予定であった11事業のみを掲載していたため、平成28年度より「実費徴収に係る補足給付事業」を新たに実施したことから、現行の計画書に項

	目を追加するものでございます。 ここで「実費徴収に係る補足給付事業」について説明いたします。当該事業は低所得で生計が困難である世帯（生活保護法による非保護世帯）の子どもが、特定教育・保育等の提供を受けた場合、その支給認定保護者が支払うべき食事の提供に要する費用（副材料費）、日用品、文房具等の購入に要する費用及び行事への参加に要する費用の一部を支給認定保護者に給付する事業でございます。 次に、追加内容ですが、計画書内、30ページの第4章Ⅱ・1（5）経済的負担の軽減の表中、40ページの第4章基本的視点における事業等一覧中のⅡ安心して子どもを生み育てることができる環境づくりの経済的負担の軽減の表中、42ページの第5章Ⅰ・2量の見込み等の設定の対象となる事業一覧の地域子ども・子育て支援事業の表中、また、52ページの第5章Ⅰ・6（2）地域子ども・子育て支援事業の概要及び量の見込み等の考え方中、⑫として、それぞれ「実費徴収に係る補足給付事業」を追加するものでございます。 以上で「高崎市子ども・子育て支援事業計画の項目追加について」の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。
（会長）	事務局からの説明は終わりました。委員の皆様からご意見やご質問などはございませんか。よろしいでしょうか。 以上で、本日予定していました議事は終了いたしました。審議の円滑な進行にご協力いただきましてありがとうございました。それでは進行を司会に戻します。
（事務局）	会長、議事及び意見交換の進行、ありがとうございました。
5. その他 （事務局）	続いて次第5「その他」といたしまして、事務局から高崎市子育てなんでもセンターについてご報告させていただきます。本件につきましては、昨年の本会議におきまして、本市の子育て支援策の充実、推進を図る観点から、高崎市子育てなんでもセンターの設置につきまして報告をさせていただきましたが、4月20日に開館の運びとなりましたので、この概要についてご報告をさせていただくものでございます。 （子育てなんでもセンターの施設概要について事務局から説明を行った。） ただいまご報告させていただきました件について、ご質問等はございますか。
（委員E）	非常にいい施設が始まると思っておりまして、当初よりも市の職員も増えて体制的には良いと思います。プレイルームとか託児は、予約制ではないのですか、そのまま行けばいいのですか。定員があると思いますが、みんなが預けてしまうとパンクしてしまうかと思うのですが、その辺どうお考えでしょうか。
（事務局）	託児ルームにつきましては、定員を20名程度とさせていただきますので、その中では予約や当日の利用申込状況により、お預りできない状況も出てくると思われます。利用に関しましては、事前に予約していただくこと、また当日お越しいただくこと、いずれの方法でも対応をさせていただきますけれども、その時のお子さんの人数で、受入れ

	られるかということ判断させていただきたいと考えているところでございます。以上でございます。
(委員E)	お母さんで子育てが大変な方が子どもを預けられないとなかなか相談も出来ないということもあって、そういったことを含めてだと思いますが、そういった方を優先するのか、一般に街に買い物に来ただけけれど、ちょっと子どもを預けて買い物をしたいというお母さんもあると思いますが、最初は制限しないで後から制限するのか、あるいはそういったターゲットを、悩みを持ったお母さんに絞るのか、その辺のコンセプトはどうなのでしょう。
(事務局)	基本的には子育て支援の観点の中で、不安感、負担感をお持ちの方、そういった方のリフレッシュや緊急的な対応ということで考えているところではございますけれども、その後の利用実態だとか、そういったものを見定めながら、どういった運営にしていこうかを検討させていただきたいと考えているところでございます。以上でございます。
(委員H)	とても素敵なセンターのように思います。ちょっとお聞きしたかったのは、協力団体というところで、例えば相談の関係機関等を置くのならば、そういった協力機関との今後の繋がりというのは考えていらっしゃるのでしょうか。その辺をお聞かせください。
(事務局)	今ここに協力団体ということで書かせていただきましたけれども、今後やっていく中でいろいろと当然課題等が出てくると思います。こういった中で、他に役割を担っていただける団体というものがあれば、お願いをしていきたいというふうに考えております。この建物のコンセプト自体が、市だけではなく、そういった関係の方と一緒に手を携えながらやっていきたいというところに重きを置かれておりますので、そういったところについて必要があれば考えていきたいと思います。以上です。
(委員H)	ありがとうございます。大学の方でも知的財産を含む相談機関という専門機関があるので、是非ご協力させていただければということがあったものですから、ご質問させていただきました。以上でございます。
(事務局)	そちらにつきましても、1部屋そういったことに使える部屋がありますので、例えばずっとではないにしても、関係団体等に出向いていただいてご協力いただくことは物理的にも可能だと思いますので、よろしく願いいたします。
(委員I)	先日広報を見させていただいたのですが、「駐車場はありません。」と書いてあるのですが、ないのでしょうか。
(事務局)	お答えさせていただきます。駐車場につきましては、建物の南側に高崎シティパークという駐車場がございます、そちらが使えるわけではないのですが、この「駐車場があり

	ません」という表現については、いらしていただいた方に無料ではなく、駐車料金をお支払いただきたいという趣旨になりますので、無料券は最初の段階では発行できないという表現になっております。状況を見て、この駐車場の件については考えなければいけないという部分が当然あるのですけれども、高崎とすれば交通に車がなければ生活できないという面があることは承知しておりますが、場所的にもバスの本数等も結構ございますので、最初の出だしについては少なくとも駐車場がないという状況でご理解をいただきたいと考えております。以上でございます。
(事務局)	他にありますでしょうか。 それでは以上を持ちまして本日の会議はすべて終了いたしました。
6. 閉会 (事務局)	なお、今回使用いたしました資料 1、1－2、1－3、1－4 及び資料 2 につきましては、個人情報等記載のため、回収させていただきますので、そのまま、机上においてください。よろしくお願いいたします。 それでは、これを持ちまして平成 28 年度第 1 回高崎市子ども・子育て会議を終了させていただきます。会議を閉会いたします。